

「 - 会社とその取締役の利益相反 その③ - 」

添付書面 編

～ 取締役会を設置していない株式会社の場合 ～

今回は、取締役会を設置していない株式会社において利益相反行為に該当する取引（例．会社と取締役との売買、会社所有の物件に取締役を債務者として担保設定）があった場合の不動産登記の添付書面についてお知らせします。

i) 議事録作成者が代表取締役の場合

株主総会議事録（代表取締役は会社の実印で押印）

会社の印鑑証明書

会社の登記事項証明書

ii) 議事録作成者が代表取締役以外の取締役の場合

株主総会議事録（議事録作成者である取締役は個人の実印で押印）

議事録作成者である取締役の個人の印鑑証明書

会社の登記事項証明書

※ 議事録作成者でなくても取締役が株主総会に出席し、押印していれば、その印鑑証明書が必要です。

今月の一言  
by 平井

個人の印鑑証明書は、住所地の市区町村で、  
会社の印鑑証明書は、法務局で取得します。

\*\*\*

田尻司法書士事務所

\*\*\*

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6（**西京区役所西入すぐ**）

TEL : 075-393-1550

FAX : 075-393-1568

『 事務所メインURL : <http://ts-shihoushoshi.com/> 』

『 相続・遺言専門URL : <http://ts-yuigon-souzoku.com/> 』

代表 司法書士 田尻世津子

司法書士 新川 元貴（行政書士、AFP）

司法書士 平井 亘

スタッフ 野崎、森、吉岡